

令和4年11月第6回室戸市議会臨時会会議録（第3号）

1. 日 時 令和4年11月29日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議事班 主任 村 田 茉莉
議事班 主事 中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

副 市 長 黒 岩 道 宏	総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士
財 政 課 長 上 松 富士樹	財産管理課長	戎 井 健

7. 議事日程

日程第1 議案第3号 室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、執行部から、植田市長が新型コロナウイルス感染のため、欠席届が出ております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてを議題といたします。

本案に関しましては、委員会付託を省略したものであります。

本案に対し、堺喜久美議員外2名から修正案が提出されております。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

この際、議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてにつきましては、原案と併せて議題といたします。

修正案提出者の説明を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺喜久美君） おはようございます。10番堺。議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてに対する修正動議の提案理由を説明いたします。

これは、市民1,729人の署名による直接請求により提案されたものであります。

私は、1,729人の多くの市民の意思を尊重し、請求代理人の請求の趣旨を理解、賛同した上で、条例原案に対し、修正を提案するものであります。

お手元の修正案の修正前、修正後の対比表を御覧ください。

まず1点目、住民投票第2条で、市民の意思を確認するための2つの選択肢のうちの(1)修正前は「庁舎の移転、建替えを行う。」を、修正後は「庁舎の移転、建替えを行い、現市役所の機能を津波浸水区域外に移す。」を付け加えるものです。

これは、投票資格者が少しでも分かりやすく、意思表示しやすい選択肢となるよう(2)の庁舎の耐震補強、改修工事を行い、防災機能を津波浸水区域外に移転すると合わせたものです。

2点目、住民投票の期日では、第4条、「住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。」のアンダーラインの30日を90日に修正するものです。

これは、12月に入ると12月定例会が開催されますし、年末年始を控えて30日では第15条でう

たっている、市長は住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎整備に関して投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を公平かつ公正に提供するよう努めるものとするとの整合性を保つためです。

次に3点目、投票結果の尊重、第24条、修正前は「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」を、修正後は「住民投票において、投票資格者総数の2分の1以上に達した場合は、」を付け加え、市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないと修正するものです。

これは、政策を直接市民に問う住民投票は重いものがあります。少数の市民の意思表示で、庁舎の建て替え移転か耐震かの市としての重要な案件は、せめて投票資格者総数の半数以上の意思表示がなければ、本当に市民の合意形成が図られているのか、民意が反映されているのか、反対に市民から疑われてしまいます。

せつかく1,000万円近い税金を使つての住民投票です。市民一人一人が、私の投票が政策運営に関わっているのだとの認識と関心を高めるためにも、市長及び私たち市議会議員も共に推進の努力をしなければならないと思ひ、修正案として提案いたしました。

以上、修正動議の理由を述べました。議員の皆様には御理解、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（亀井賢夫君）** 修正案に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓議員。

**○9番（山本賢誓君）** 修正案に対して質疑を行いたいと思ひます。

3つの修正箇所が出ておりますけれども、全体としてこの修正案が住民投票条例制定の基本的な理念を害するようなものではないかという思ひがあります。

それで、一つずつ質疑をさせていただきますけれども、まず第2条、これは別にどうってことないがですけれども、第4条の住民投票の期日です。これは条例制定請求者は議決の日から30日ということで請求されております。それで、地方自治法の中では制定の日から20日間以内に施行する場合ということで、30日の請求でも50日は担保できるということですが、90日というものは非常に長過ぎるのではないかという思ひがします。

それで、これは執行部提出の議案ですので、提出者にお聞きをしますけれども、この90日、説明の中では議会とかがあるからということをおっしゃっていましたが、執行部側と協議をした上で90日にしたのかどうか。それから、その理由を説明していただきたいけども、90日間という長さというものが、どうしてそれが必要なのかということをもう少し詳しくお聞きをしたいと思ひます。

それから次に、投票結果の尊重ですが、原案では市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならない、これに尽きると思ひますが、今回の場合、修正案はよく読んでいただければ、住民投票条例制定の成立要件は特に規定をしなくてもいいということで20%

でも30%でも住民投票は成立すると。それで、それは少数であってもその意見を尊重しなければならないというのが、住民投票の原則であります。それであるのに対して、住民投票において投票資格者総数の2分の1以上に達した場合は市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないとあります。それで、この案文を昨日読んで提出者とも話をしましたけれども、投票総数が2分の1に達しない場合は市長も議会も結果を尊重しなくてもいいとはっきり明言をされました。それで、例えば49%、49.9%、これでは5,000人以上が投票しますけれども、50%に達しない場合は住民の意見を尊重しなくてもいいということになる。そしたら、そういうことがまかり通ったら、本会議で庁舎の移転新築の議決をするときにも、当然影響も出てきます。そして、何よりも市長も、修正案が通ったから、5割ないから住民の意見を尊重しなくてもいいということになるわけですよ。こんなもの賛成する議員がおったら、私は顔みんな知ってます議員、顔見なくても分かりますけれども、こんな案文、修正案に賛成する人がおるのかと私はこの文面を疑うわけです。逆に言えば、2分の1に達してなければ尊重しなくてもいいという意味は住民投票条例そのものの原則を壊す、そして少数の意見を大事にする民主主義というものまで壊す、そういった文面だと思いますけれども、これはもう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺喜久美君） 山本議員にお答えいたします。

なぜ90日にしたのかっていうことですが、執行部と話し合った上かっていうこと、執行部と話し合っはおりません。

物理的に90日ぐらい、請求代表者さんの言うように拙速な対応は避け、市民に積極的に情報公開し、市民の合意形成を図りつつ、慎重に進める必要があるという、この一文もありますし、先ほど言わせていただいた条例の中にも適合するように、なるべく慎重に丁寧に住民に説明する、物理的にもそういう日時が必要ではないかと考えました。

それから、50%っていう、これは投票成立要件として入れているわけではありませんので、ましてや法的拘束力っていうのはなくて、尊重義務を課せられています。ですから、この50%はどうして50%にしたのかっていう御質疑だと思います。

法的な根拠はありませんが、住民投票は、各1個1個、全て条件とか内容とかそれからそれに至るプロセスとかそういうものが全て違います。あそこで低い投票率でオーケーだったのに何で50にしたのかということが考えられますが、それぞれのプロセス、そういうのを考えますと、私が単純に考えましたら、当然ながら私たちは住民から負託を受けて市議会議員となり、市民の代表として市の重要な事項を審議し、市議会としての意思を決定する役割を担っています。今回の直接請求での住民投票条例によって、市民の皆さんから市議会議員の判断や決定ではなく直接住民で決めますと言われていたことですよ。住民の意思を尊重し、住民に判断を委ねるのであれば、本来ならば私たちが直接選挙で選出された市議会議員選挙の投票率が

65. 35%ですので、それに合った投票率を基準とすべきだと思います、50%以上が適当だろうと考えました。

反対に、あまり低い数値を提供することは住民に対して失礼ではないかとも思います。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) 成立要件とはしていないところ、そして全て開票し、結果を公表するという御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(亀井賢夫君) 山本議員の2回目の質疑を許可いたします。山本議員。

○9番(山本賢誓君) 2回目の質疑を行います。

まず、90日の件ですけれども、執行部とも協議をしてないということにも問題がありはしないか。というのは、それぞれに議会があつたりそんなのいろんな重要な公務もあるということで、どうしても30日ということではそれは無理やと、それから市長も仕切って住民説明会とか申してましたけれども、そういうことも含めて延長するというのなら理由は分かります。

ただ、住民に周知しなければならないからとか住民投票の趣旨をわきまえてとか言いましたけれども、90日なんて数字は条例制定請求者の30日の3倍ですよ、3倍。もうちょっと根拠のある説明をしていただかないと困ります。議決をしなくてはならない問題ですから、それは困ります。それと、執行部提案の議案でもありますので、執行部と協議もしないなんてことはあり得ないと思いますので、そこな点もう一度よろしくお願いします。

それから、どうも50%以上の投票がなければ住民の意見を尊重しないという文言が、どこが一番大事かというたら住民の意見を尊重しないでいいということなんです。成立要件を定めなくてもいいという投票条例制定の件ですから、たとえ20%でも30%でも、もうちょい上がると思いますけれども、20%でも30%でも投票があつて、その投票結果を尊重するというのが原則でしょうが。それを成立条件を定めないので50%以上の住民の意思がなければということ、矛盾してませんか、堺さん。してません。もう全然意味が分かりません。

この提出者3人の方もこういうのを理解しちゅうのかどうかってのが不思議でたまらないですけれども、要するに一番大事なことは、2分の1以下であれば住民の意思は尊重しなくてもいいということ、を言ってますから。そんなことが室戸市の議会で議決したら、それこそ議会が笑いやりますよ。これを50%にするんやったら成立要件も50%以上の投票がなければというものとセットにしなかつたら、全くこの3つ目の修正案は成り立たんでしょうが。一番大事なことを言いましたけれども、住民の意思を尊重しなくてもいいなんていうことがどこにあります。その件に関してもう一度、住民の意思を尊重しなくてもいいということ、どうしてそういうことができるのか教えてください。

○議長(亀井賢夫君) 堺議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番(堺 喜久美君) 10番堺。山本議員の質疑にお答えさせていただきます。

執行部と話し合っていないのはどうしてかっていうことですが、この90日というのは、別段

私がふと思いついて言ったことではなくて、市長がこの前の質疑のときに90日は必要ではないかってそういう答弁をしていましたので、そこを執行部は90日は必要なんだなというふうに考えました。それは議会制民主主義ですので、しっかりと議会は議会としての考え、それは両輪ですので話し合っていくということも大事ですけど、こういう大事なことはしっかりと議会で判断し考えていくべきではないかと思っています。

そして、先ほどから山本議員が繰り返し言っている市民の意見を尊重しないということ、私は一言もそういう尊重しないという言葉は使っていません。尊重しないという言葉は言うておりませんし、そしてこれを成立要件に入れますと50%に達してなかったら開票もしないということになってしまいますので、それは皆さんの意思に反するというのを私は思いました。ですので、成立要件には入れず、そこは後、結果が出て建設移転になるのか、耐震になるのか、どちらが多いかは分かりませんが、せめて50%の住民の意思表示、それをもって尊重という言葉を使いたいと思ひまして修正をいたしました。どうか御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 山本賢誓議員の3回目の質疑を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 3回目の質疑を行います。

90日の件に関しては、成立要件を規定していないことから、投票率が下がる可能性っていうのはかなり高くなりますけれども、それは私は90日には当然反対で、いっても60日ぐらいがっていう思いがあります。

それはなぜかという、30日プラス公布の日は議決から20日以内という分があるので、それを加味すれば50日、60日ぐらいが適当ではないかと思ひます。それから、市長がこの場で90日と言ったということですけども、あれは市長は思いつきで言ったがで、執行部と話し合った90日ということではないと思ひますので、そのところはそういうことじゃないというふうに思っております。

それからもう一回、2分の1以上の投票がなければ住民の意思を尊重しないとするということは、49.9%の場合はしなくていいということですよ、堺さん。言葉巧みに言うたってそういうことになりますから。そもそも住民投票が50%なんていうのはあまり全国でも例がないと思ひます。常設の住民投票条例を設けてるところでも、50%に届かない場合は開票もしないなんてそういう状態も起きていて、いろいろ問題があるということで全国の自治体で検討しているところですけども、今回堺議員の修正案は当然50%、2分の1以上、5,500人を超える投票がなかったら、そもそも当てはまらない修正案、当てはまらない修正案ですよ。そういう危険性を持った修正案を通していいのかということにもなるかと思ひます。

それから、尊重しなくてもいいということは言っていないということですけど、尊重しなくてもいいということですよ、これは、49.999%だったら。大事な議決をする案件ですから、こういった中途半端なそもそも成立しないような修正案を提出するということは基本的に間違っ

いるし、住民投票条例の趣旨を損なうものであると私は思います。答弁は要りません。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。本案に対して質疑を行いたいと思います。

先ほどから堺議員の修正案は3点あったと思います。1点目は、現市役所の機能を浸水区域外に移すということになっておりますが、別にこれはこのとおりの判断になろうかとも思いますが、2点目は先ほど前段の山本議員も質疑をされておりましたが、この条例の施行の日から起算をして90日を経過する日までの間において市長が定めるものとする、こういうふうになっております。この提出者の条例においては、条例の施行の日から起算をして30日を経過する日までの間において市長が定めるものとする、こうなっておりますので、あるところでお話を聞くとところによりますと、例えば私はこの90日というのは非常に長過ぎるというふうに考えております。

なぜならば、今現在、庁舎の移転については、非常に住民の間でも機運が高まっている中で、私は早期にこの住民投票条例を施行するというのが基本ではなかろうかというふうに考えております。そして、例えば市長が何かの場合で失職があったとした場合に、次の市長を選ぶのには約40日間という期日が設定をされちゅうというふうにお聞きをしておりますので、そういうことからすると、この90日間というのは非常に長過ぎるのではないかというふうに考えておりますので、この点もう一度堺議員にお聞きをいたしたいと思います。

それから、修正案のほうでは、住民投票においては投票資格者総数の2分の1以上に達した場合はとこういうふうにあります。この提出者の議案では市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないと、こういうふうになっております。堺議員は2分の1以上の投票がなければ無効であるというふうなことに当たるとは思います。私の思いでは、今現在室戸市の借金に当たる起債の残高は142億8,500万円ぐらいあります。植田市長になってから、だんだんと起債額も増加をしており、市庁舎の新築移転をするとまだまだ増加をしてくると考えております。そして、今からまだまだ室戸中学校の高台移転や4中学校の統廃合計画、それから羽根小学校や羽根昭和保育園の高台移転計画などなど……。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員、住民投票条例から外れてますよ。

○5番（小椋利廣君）（続） まあまあ。教育関係の高台移転などもめじろ押しに計画をされており、起債の残高も大きく増加をしてくるというふうに私は考えております。そして、植田市長は市民に寄り添い、市民の意見を尊重し、市民に寄り添った市政を行っていくというふうに言われております、選挙の中でも。そして、私は市民の代表である議会議員が住民投票条例の投票率が50%以下であれば無効というふうに堺議員は言われておりますが、私は市民に寄り添った議員の発言ではなく、市民に寄り添う議員が市民を切り捨てる行為であるというふうに考えているところでございます。

そして前回、令和4年11月20日の市長選挙の結果です。これは有権者数1万960人、投票率

は45.74%です。植田市長が獲得した票数は……。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員、住民投票……。

○5番（小椋利廣君）（続） 3,527票で……。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員、住民投票条例から外れてますよ。

○5番（小椋利廣君）（続） まあまあ、これから。

有権者数の32.18%しか植田市長の得票率はないわけです。こういったことから考えてみれば、私は住民投票率が50%以下であっても十分に対応ができていけるのではないかというふうに考えております。

そして、この住民投票の結果を、例えば先ほど前段の山本議員は20%であっても30%であっても尊重するのが当たり前ではないかというふうに言われておりましたが、私もそのとおりであるというふうに考えております。50%というこのラインがどこでできたのか、住民投票を実施するという事は、それなりに20%の投票率、30%の投票率、市長選挙で45%しかなかった、こういうことも考えてみると十分対応ができていけるのではないかというふうに考えておりますので、堺議員の答弁をお願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 小椋議員にお答えいたします。

50%でなければ無効になるのではないか、それは市民に寄り添った議員の姿勢ではないという御指摘でございますが、私は大きな市役所移転とか耐震とかというこういう議論は、本来ならば議会で審議し、市議会での意思決定をもって、市民の皆さんがそれに不服を抱いて住民投票するというのが本来だと思います。住民投票によって私たちが審議したり意思表示も決定しないうちに市民投票によって市民に判断を丸投げするような、また市民を混乱をさせるようなことがないようにと、そういう思いで修正をさせていただきました。

市長や市議会議員を選ぶ選挙とは違いまして、政策を直接市民に問う住民投票でございます。ですので、50%に達しなかったら無効であるということは間違いであります。50%に達しなくても開票し、そこを議会と執行部がどう判断をするのか、どう対応するのかというのはその後のことだと思いますので、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続） 90日は、提案者ですか、言われているように住民投票の適切な執行を確保するため、繰り返しになりますが、庁舎整備に関して投票資格者が意思を明確にするため必要な情報を公平かつ公正に提供するように努めるというふうに15条でうたっております。ですので、なかなか今、このままで住民投票を30日でやったとしても、なかなか市民にはこの内容、そして意味というのが理解できないのではないか、丁寧に説明する必要があるのではないか、そして皆さんに住民投票に参加していただくようにしっかりと執行部も私たち議員も努力をするべきではないか、そのためにはやはり90日が必要ではないかと考えました。



以上です。

○議長（亀井賢夫君） 小椋利廣議員の2回目の質疑を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。2回目の質疑を行います。

先ほど堺議員は、住民投票条例について、50%以下であっても市民に混乱を起こさせないような方法で対応もしていくというふうな話やったと思います。

そうすると、先ほど私は市長の選挙のことを例に取って挙げましたけれども、例えば市長選、何か市長に不祥事があって市長選挙を新たに行うということになった場合は40日という日にちが限られているというふうにお聞きをしておりますので、これが例えば30日が短過ぎるというのであれば、40日の対応でも十分できていけるのではないかと、そういったことが選挙管理委員会にも求められているというふうに私は考えておりますので、この90日という日にちの理解はどうしてもできません。

まして今現在、この住民投票を行うについては、市民の間でも非常に機運が高まっている中で90日も先に、3か月も先に引き延ばされたら、恐らく気持ちも薄れていくというふうに考えておまして、投票率も下がっていくのではないかとというふうに考えておりますので、早期の住民投票に接してしていくのが市政と行政の役目ではないかとというふうに考えておりますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、住民投票が2分の1に達しなくても、それは開票もして結果は発表するというふうな話だったと思いますけれども、そうするならば50%に届かなくても、住民の意思を反映するには、私は例えば30%でも40%であっても、それは別に不都合はないのではないかとというふうに考えておりますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 小椋議員の質疑にお答えいたします。90日は長いのではないかとこの御質疑でした。

本当に私たちも庁舎移転に対して、議員として議会として質疑とかそして審議とかそして意思表示っていうのはなかなかできておりません。そういうところで、住民投票となりますと市民の皆さんにいろいろなところで自分たちの意思、そして自分たちの思っているのを伝えていかなければならないのではないかと考えておりますので、90日必要ではないかと考えました。

それから、30%でも20%でもいいのではないかとということですが、あまり少なく制定をしますと市民は、私たちそれぐらいしか、議員さんはそういう認識しかないのか、そういうふうに私は……。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続） 反対に失礼だと思います。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続）そこは皆さんの御判断を願いたいと思います。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続）それでよろしいですかね。

○議長（亀井賢夫君）ええですか。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続）そしたら3回目。

○議長（亀井賢夫君）小椋利廣議員の3回目の質疑を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君）5番小椋利廣。3回目の質疑を行います。

先ほど堺議員は、投票率が50%未満であっても、それにはその対応があるというふうなことであったと思いますけれども、先ほど私がお話をさせていただきましたが、今回の室戸市長選挙でも投票率は45.74%しかありません。50%を切っております。また、市長の得票率、有権者数からすると32%しかありません。こういうものが今の現状だと私は考えております。そうすると50%以下であってもそれを採択する、別に不都合はないというふうに考えております。

そしてまた、高齢化率もどんどん進んでおりますので、投票に行くまた行ける人たちもどんどん減ってきているというふうに考えておりますので、50%の投票率というのはなかなか厳しいのではないかとこのように考えておりますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、90日という話ですけど、90日も今からかけていろいろなことを説明会をしていくと今までの説明会は何やったのか。今までも随分と各町村、佐喜浜から羽根まで公民館とか市民館とかいろいろなところで説明会をやってきております。そういったことが、そしたら今までのやってきた説明会はどんなことであったのかというふうになるかと思っておりますので、私はもう今まで説明会をやってきたことで、ある程度住民には十分周知がされているんじゃないかというふうに考えておりますので、この90日というのは絶対長いんじゃないかというふうに考えておりますので、これで3回目を終わります。

○議長（亀井賢夫君）堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君）小椋議員の3回目の質疑にお答えいたします。

今まで住民説明会をやってきたのに、それで十分ではないかっていう御意見だったと思います。

今までの説明会は、庁舎の移転建て替えにおいて財政的にはこれぐらいかかりますよっていうお話と、そして耐震やったらこれぐらいっていうことの説明だったと思います。けど、この住民投票の中には防災機能を津波浸水区域外に移転するという項目が入っております。このことは……。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続）そのことは、この前私が質疑をしたときも、まだ計算をし

ていませんというような財政課のお答えだったので、これから耐震の場合にどういう対応するのか、そして防災機能ってどこまでが防災機能なのか私も理解できにくいんですけど、防災機能を津波浸水区域外に移す、そういうところの説明はできていなかったと私は思っております。ですので、私はそこを丁寧に説明をしていただきたいと思います。

それから、この住民投票っていうのは、直接住民から直接請求で行われる投票です。繰り返しになりますが、市長とか市議会議員を選ぶ選挙とは違った形になるのが当然でありますので、市長が45.7%やき投票率は下がるのではないかという御心配もありますけれども、ここはしっかりと……。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) 住民がこれを決定するわけですので、そこはしっかりと住民の皆さんにも御理解いただいて、そして住民投票にしっかりと参加していただくと、そういうことを願っています。以上です。

(発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) ほかに質疑はございませんか。竹中真智子議員。

○2番(竹中真智子君) 2番竹中真智子。お伺いをいたします。

室戸市政始まって以来となると思われる住民投票の件でありますけれども、まず今回私が朝出勤してきましたら、修正の意見が出ていると、動議が出ているということで今朝こういう紙をいただきまして見ました。それには発議者ということで堺議員、脇本議員、河本議員というふうに3人のお名前が書かれております。日付を見ましたら昨日付の日になります。

私は知ってのとおり今回1期目の新人の議員でございます。こういう修正の物件が出てきて、そして今日の議会へ出てきて、1時間程度手前にお出勤をしましたので何とか読み込むことはできましたけれども、いろいろなことが頭の中を巡ってまいりました。何を聞いたらいいんやろ、どんなにしたらいいんやろうと、まずそれがスタートでありました。

そこでお伺いをいたします。

この3名の議員さんが出されてきました修正の議案でございますが、今回ここに3通り書かれております。どの議員さんがどれを出してきたのか、まずそのことからお伺いをさせていただきたいと思います。

2条の第1項、庁舎の移転建て替えを行い、現市役所の機能を津波浸水区域外に移すという修正後の件と、それから住民投票の期日というところで第4条、住民投票の期日はこの条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において市長が定めるものとする、そして3つ目が投票結果の尊重ということで、第24条、住民投票において投票資格者総数の2分の1以上に達した場合は、市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないということで修正の物件が出されております。どの議員さんがどれを出してきたのか、まずそれをお伺いをしたいなと思います。

第2条の1項、津波浸水区域外に移すっていうのは、修正前の言葉に足りなかったかなという事で、これは訳なく私の中でも通過をしました。

第4条の住民投票の期日、90日を経過するまでの間において市長が定めるものとするということのものでございますが、私は市議会議員として4年目をやっているところですけれども、任期満了に伴って、来年の春4月には改選の時期を迎えて選挙に臨むということになります。次の選挙を任期満了で迎えたときには30日の日にちをもって、それまでに選挙が告示をされるということになります。ところが、例えば何かの大きなことがあって、議会が市長の声一つで解散ということになりますと、これが先ほど小椋議員もおっしゃっておいりましたように30日から40日に日にちが延びるということになります。逆に市長もそうですよね、任期満了になってやるときには30日の日程で、それがリコールということになってやるようになりますと40日ということになります。

住民投票は、先ほどから聞いておりますとこういった大きな選挙、正式なちゃんとした選挙から見ますと大変非常に軽く扱われているように思います。ならば、この40日程度の日程でできていくんじゃないかと思えます。とはいいいましても、先日の市長選挙において不正があったのではないかというような疑惑が持たれて、その選挙に立候補しておりました沢山氏……。

○議長（亀井賢夫君） 竹中真智子議員、全然へかへむいて離れてますよ。

○2番（竹中真智子君）（続） いえ、提訴をする動きがあるようなことが言われて……。

○議長（亀井賢夫君） 住民投票のこの3条に……。

○2番（竹中真智子君）（続） 新聞に載っておいりました。これは投票所に入るための入場券の送付が遅れたということでございます。

○議長（亀井賢夫君） 話が離れてます。

○2番（竹中真智子君）（続） でも……。

○議長（亀井賢夫君） この3条の修正に対しての意見ですきに。

○2番（竹中真智子君）（続） そうです。

これは選管が一応決定を下すわけですよ。選挙管理委員会の責任の下にしていくものが投票する人の手元に期日までに届いていない、90日もかける必要があるんですかというところです。

さきの選挙では、30日以内ということでやられておいりましたけれども、これを90日に延ばしてやるということは、市の選管の能力がそれほどないということを外に示すような結果になるのではないのでしょうか、そのように思います。

そして、住民投票の結果の尊重についてであります。2分の1以上に達した場合に住民投票の結果を尊重しなければならないとあります。

住民投票を行うということで署名がされ、そして多くの人たちのその思いが通じて住民投票をしましょうということで市長が述べられております。投票資格者の総数の2分の1以上に達

した場合に住民投票の結果を尊重するということを言われていますが、さきの一般質問の中で市長に伺っております、市民アンケートの調査の返信数が4分の1に満たないけれども、これで認められたと言えるのかと私は聞いております。その質問の中で、一般的に国などが行っている標本調査は信頼水準95%として調査の設計がされております。統計上、室戸市の人口である1万2,000人程度の集団であれば……。

○議長（亀井賢夫君） 竹中真智子議員、質疑するが市長と違うて堺議員の提出に質疑せんといかんけど、ほかへ離れてますよ、質疑者が。

○2番（竹中真智子君）（続） 1万2,000人程度の集団であれば385件以上の回答があれば信頼水準の95%となりますと答えられておまして、市の執行部のほうは信頼できる水準の数字まで出しております。それを議員が提出してきたものに対して50%のラインを引く、半分以上の投票総数のラインを引くということが必要であろうかと考えるわけです。2回目の市民アンケートの返信数は1,480件、1回目で385件以上の回答があれば95%の信頼水準になるということで市長は言われておりますが、なぜこの線を引く必要があるのかな、どうしてもそれが分かりませんので、お聞きをしたいと思っております。

市民が投票所に足を運んで投票する以上は、1つの票たりとも無駄にすることなく、その意見がちゃんと反映されるようにならないといけないと思うわけです。私に限ったことではないと思いますけれども、この議場へと送り込まれてきました議員さん、その議員さんの支持者の中には、みんなが賛成、みんなが反対、そうやって全部そろろうという議員さんはおられないと思います。みんなそれなりに考えがあって、思いがあって、いろんな意見を聞いておられると思いますので、せっかく一人一人が投票できるという機会を設けていただけることならば、その思いは全部票に現れてきますので、それで決断をしていただきたいと思いますので、堺議員答弁のほうをお願いいたします。以上、1回目を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺喜久美君） 竹中真智子議員にお答えいたします。

修正案は3人の誰がどの箇所を提案したのかという御質疑でした。

これは、この提案が出されたときに、私たち議員の中で何とかこれを通したい、否決をせずに住民投票を通したい、そのためには修正議案をかけた方がいいのではないかという人たちに集まっていただいて、それで代表者は3人になっていますが、皆さんと協議して決めたことです。誰がどの箇所ということではありません。

それから、住民投票で90日は長いのではないかと、執行部の腕が問われると、そういうところでございますけれども、本当に物理的に30日では、12月定例議会もありますし、年末年始控え、なかなか選管の準備、そして市民の意思決定の準備、それが物理的に厳しいのではないかと。初めて行う住民投票、それをしっかりと市民の皆さんに理解していただき、そしてたくさんの方に、それこそ市民半分以上の方が意思表示をしてくれるような、そういう住民投票にし

ていかなければならないと思ひまして、90日が妥当ではないか。あと、3月それ以上延びますと統一地方選挙もありますので、なるべくこの90日のうちに住民投票が行われれば、望ましいなと思っております。

それから、住民投票っていうのは、繰り返しになりますが、議会として判断せないかんことを市民に判断を丸投げをするような形で、私はこれは議会としては責任があるのではないかと思います。しっかりと住民投票条例が可決され、そして皆さんにしっかりと認識していただき、住民投票に参加していただけるように、しっかりと丁寧に説明をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（亀井賢夫君） 竹中真智子議員の2回目の質疑を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 竹中真智子、2回目。

市民に丸投げという言葉が出てきましたけれども、この住民投票が始まる、こういうことが行われていく一番の元は、今年の1月に市の広報に挟み込まれたアンケート、このアンケートの中に市は市の庁舎を移転建て替えることになりましたと書いたことが始まりです。最初から市民の意見を聞く、そういう耳を持って事が行われたら住民投票なんていう言葉自体出てきません。市の執行部の回し者のような、そんな感じに今の答弁を受け取りました。この住民投票のスタートをしっかりと考え直していただきたい。以上です。答弁は要りません。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。ございませんか。久保八太雄議員。

○7番（久保八太雄君） 7番久保。聞きたいことがあります。私は何もかにも反対ではなくて、住民投票は賛成なんですけど、この修正案に対して少し疑問がありまして聞いてみたいことがあります。

まず、2条のところですが、移転建て替えを行うところが、現市役所の機能を津波浸水区域外に、これは後々苦しむことになりやせんかと思うんですが、ほかへ移転するときにはこれは高台やったかや、これはなんじゃないかやって言われそうな感じがしましてね。

僕も3回説明会に行ったんですけども、安田の話が例に出ましたときに、職員の方が防災何とかかんとかということでございますので、うそやと思うたら県庁へ問い合わせてみてくださいって怒られたことがあるんですよ。副市長もそのとき、管財課長もおりましたけれども。安田へむいて行ったら、昔の古い庁舎の隣へ建っちゃりました。これはこのまま建て替えを行うということで、どこでも自由に建てられるように、このままあれを置いたらどうかと思っておりますね。どうしても建て替えの津波浸水区域外へどんどんどん追われていかないかんやないか。ほりゃ見てほりゃ見てになりやせんか。だから、これはこのままでえいんやないかなという気持ちがありましてね。

これは堺議員……。

（発言する者あり）

○7番（久保八太雄君）（続） いやいやいや、執行部の答弁があるのに、これをこのまま置

いたらどうかというのは、堺さんはそれをお考えなかったのか、お話し合いをしていなかったのかって話を僕は聞いてみたいです。

それから、先ほど堺さんが答弁の話で議会と執行部は両輪のごとく、そして市のことなんかも御大層に言っていたいただきました。誠にそういうことです。がしかし、果たして全く反対の行為がなされておるような気がしましてね。物理的に、協議をした、プロセス、条件等々を言っていたいただきましたけれども、全然執行部と協議してないんですよ、誰と協議したんでしょうか、堺さん。

それで、法的ではなく尊重義務を云々ということも言われました。すごく市議会の市会議員の特徴云々、その基本的なもの、自分たちの心構え、市民の声を、住民を上げて言ってますけど、これみょうにそのために住民が投票しましょうという投票の申請をしたんですよ、久保田さんを中心にして。これは十分に市に声は上がっているんじゃないかと思うんですが。

それと、90日の話を云々言ってますけれども、これは90日も要るかと思ひまして、物理的に言いますけど物理的に話をされてないので、これは誰と協議をし、90日にしたのか、堺さんに聞いてみたいです。

今さっきからずっと説明しゅうけど、どうも僕は納得して、何か勘違いしておるのかどうか。

○議長（亀井賢夫君） 答弁はされてますよ。

○7番（久保八太雄君）（続） いや、しゅうけど、もう一度お願いできませんか。

ほんで、意思を意思と言うけども、どこに住民の意思があるのか。

それと、話し合いがあって、昨日28日に出されたことであって、市も話し合いをどうの言うけど、どこの議員さんと話し合ったのか分かりませんが、私どもそれは初耳でございますので、これも。何か修正が出そうなのよという聞いたけども、どんな修正なのか内容も分かりませんので、今日初めてこれを読みまして、今さっきの答弁のやり取りを見て、これはどうなのかな。ほんで、90日も要るのか。これがいうように30日で、このままでええんではないかということも、どうなんでしょうか、再度お聞きいたしたい。

それと、最後の50%の話ですね。また山本議員が尊重せん尊重せんなんて言っていましたけど、私は尊重してないとか一つも言ってないと言いますけれども、50%というのはこれをよしとしたら尊重しませんという言葉と同じ言葉じゃないかなっていうのをずっと今まで聞いてました、そこで。これから、だから、市長選も市議会選も50%を基にしてどうのこうのというようになるんじゃないか、これも危惧しております。

ほんで、堺議員は丸投げ丸投げと言いますが、丸投げではないですよ、僕はそう思いますけど。自分たちがここで決めておることを、直接今度住民投票という格好にして、市民からの本当の声が上がったんじゃないかと私はそう感じましたので、堺議員はこの点どうお感じになります。

だからこれはこのままで。それと、議長、ちょっとこっち見て。

50%で出てきたものと違うというて50%を切りますけど、今竹中議員が言うように7,000何ぼを通知をなにで広報を入れた、この7,000は間違ったので6,000にした、通知を出したね。返ってきて1,000何ぼが返ってきた。あと5,000は、僕はずっと不思議だった、これをどう捉えておるんやろ。重く受け取ってますだけで、どんな分析したんやろ、アンケートで。これほらくってその返ってきたとこで三十何%建ててもよろしい、どちらでもいいが四十何%。75%、75%としきりに言ってますよね。それでこの間、一般質問したら、新聞社が勝手に書いたもんやと言いました。返ってきたやつ75%で、その返ってこんやつはおいて……。

○議長（亀井賢夫君） 久保議員、この堺さんの3つの提出の動議に対して質疑してください。

○7番（久保八太雄君）（続） 分かりました。では、進めます。

そういうふうにして返ってきたものだけに固執してやっておったのに、なぜここで50%にしたのかをお聞きします。よろしいですか。

だから、僕は、これも投票の結果を見て、市議会、市長は、これを尊重する、このままでええんやないかなと思って。住民投票のあれは反対してるわけやないんですよ。以上でございますので。えらいすみませんが。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 久保議員の質疑にお答えいたします。

たくさんお聞きされたので、書き留めていないところがあるかと思います。また指摘をしていただきたいと思います。

誰と協議をしたのかっていうことですかね。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続） 執行部とすり合わせをすとか、本来はそうせないかのかどうか私も分かりません。議会としてしっかりと議員同士で話し合っ、こうしようって言って提案するのが動議だと私は思っております。市長に頼まれたからやるとか、そういうことではないかと思しますので、執行部とは今回は協議はしておりません。

それで、浸水区域外以外でもいいんじゃないかっていう久保議員の御提案ですけれども……。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続） 1番のネックは浸水区域……。

（発言する者あり）

○10番（堺 喜久美君）（続） いやいや、ちょっと待ってください。それにこだわらずどこでもいいのではないかという……。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 答弁しよるきに。



○10番(堺 喜久美君) (続) 答弁させてください。

私は久保さんからの質疑の感想は、場所がなければどこでもってというようなほうに受け止めました。

南海トラフ大地震が来る、3・11のあの様子を見て、市の庁舎が機能しなかったら、後に残った住民の復興にどれだけ大変だったかということをごまごまと知らしめられました。ですから、市の庁舎というのは、私は建て替えか、それか耐震かということは言明をいたしませんけれども、建て替えっていう意見では、市の庁舎を浸水区域外に移すことによって、緊防債とかそういう条件のついた起債が頂けたり、交付金が頂けたりと、そういうところで3・11以降は、市の庁舎の移転というのはどこの市町村でも浸水区域のところでは検討をされておりますので、建て替え移転をするのであれば、住民が安心して被災後できるように浸水区域外に行くべきではないかと私は思いました。

それから、90日も要るのかっていうことですよ。

30日ですと、今日が29日ですよ。ほんなら、12月29日のうちに住民投票やって、それこそ何%いくか本当に考えただけでも恐ろしいと思いますので……。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) 少ない住民の意思表示でこういう大きな事業を決定しているのか。私はそれは市民のほうから絶対苦情が来ると思います。せめて、私たちが信任された投票数ぐらい、六十何%でしたけれども、50%の人がこのことに関心を持ち、自分たちの将来をどうするのかということ、しっかりと意識を持って、この住民投票に臨んでいただきたい。そのためには、やはり90日が必要ではないかと考えました。

そして、丸投げをしているっていうことを聞かれました。丸投げっていう言い方が変わったかと思いますが、本来はこういう案件というか、そういう建て替えをするのかどうか、移転をするのかということは、市議会でしっかりと審議をして、そして市議会としての意思決定を出す、それが私たちが市民から負託された議員の役割だと思います。その決断を議員が負うことなく、市民の住民投票の結果に従うというのは、私は市民に丸投げをしているような形を感じます。

ですから、住民投票っていうのは、市民の方がしっかりと行政に携わって、どうするのかという大事な投票です。それを少数の一部の人で投票して、結果を尊重するということは、私は違うのではないかと、そのように思っております。

ほかに。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) えっ、70%。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) それは……。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) 致し方ないという部分、移転か建設か……。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) そのアンケートで75%であったというふうに答弁してると  
思います。私はそう認識しております。

○議長(亀井賢夫君) 久保八太雄議員の2回目の質疑を許可いたします。久保議員。

○7番(久保八太雄君) 2回目をさせていただきます。

私の誤解があったようでございますので、私が聞いたかったのは50%、50%と決めますけれども、それまでには山本賢誓議員からものうなったやつは捨て捨てかよみたいな話もあったですけれども、それまでに建てても構わん、どっちでも構わんを合わせて75%もある。前回の答弁のところで言いましたよね、市長が。だから、なぜ急にそういう方向転換をしたのか、どういう心情の変化になったのかを聞いたかったんです。なぜ2分の1にせないかんのか。

それともう一つ、しきりと議員が丸投げで住民どうな言いますけれども、住民がやっとかさそれに興味を持って、千何票の住民投票を行おうっていう気持ちになったので、直接参加したのでこれはうんとええことじゃないかと思ひまして、私はこれを議員が丸投げしたんやないんとかなんとかということじゃないと思うんですが、そういったことからして、私は最終にはこの修正案は修正前と同じそのまま行ったらどうかという私の案でございます。議員いかがでしょうか。

○議長(亀井賢夫君) 堺喜久美議員の答弁を求めます。堺喜久美議員。

○10番(堺 喜久美君) 久保議員の2回目の質疑にお答えいたします。

70%とか75%、それはアンケートの……。

(発言する者あり)

○10番(堺 喜久美君) (続) 結果でございまして、私はこの住民投票に市民の半分以上の方がこの住民投票に意思表示をしてほしい、その思いを込めて50%っていうことにひかしていただきました。決してそれを50%いかなかったから尊重しないというわけではなくて、そこは投票がどちらになるのかどうなるのか私は分かりませんが、住民投票の結果というのは必然と市長も議会もそこはどう判断するのか、そこはその後のことだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(亀井賢夫君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(亀井賢夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって修正案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時40分まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の方法について議会事務局長より説明をいたさせます。谷村議会事務局長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてを行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例案の原案に対して賛成討論を行います。

本条例制定案は1,729人の署名を付して、令和4年10月28日付で室戸市が受理をし、この議会に付議されたものであります。

室戸市が進めている市庁舎新築移転に関しては、最初から新築移転ありきの姿勢で室戸市が進めてきたことに関して、多くの市民から市庁舎新築移転に多額の費用を要することに対して反対であるという意見が多く出されておりました。室戸市の借金に当たる起債の残高は、現在142億8,500万円ぐらいあり、植田市長になってからはだんだんと増加をしており、市庁舎の新築移転をするとまだまだ大きく増えてくると思います。

今後は、室戸中学校の高台移転や4中学校の統廃合計画、羽根小学校や羽根昭和保育園の高台移転計画などなど教育関係の高台移転がめじろ押しに計画をされており、起債の残高も大きく増加をしてくと想定をされております。

また、急スピードで人口の減少が進んでいく中で、国立社会保障・人口問題研究所の人口調査では、2040年、今後18年後ぐらいには室戸市の人口も約5,600人ぐらいになると予測をされており、また2045年、23年後には4,500人ぐらいになるとも推測をされておりますので、今後人口の減少が非常に厳しく続いていく中で、今後残されていく人たちに巨額の負担を残すようになる市庁舎移転新築に関しての是非を問うものであります。

植田市長は市民に寄り添い、市民の意見を尊重し、市民に寄り添った市政を行うと言われており、市民の代表である議会議員が住民投票条例の投票率が50%以下であれば無効というのは市民に寄り添う議員が市民を切り捨てる行為であると私は考えます。

令和4年11月20日の市長選挙の結果は、有権者数1万960人、投票率は45.74%であり、植田市長が獲得をした票数は3,527票で、有権者数の32.18%しかありません。このことから考えても、住民投票率が50%以下であれば無効というのは、市長に対しても市民に対しても明らかな

暴挙、乱暴な実力行使に出る話ではないかと私は思います。

よって、私は住民投票を実施することについては絶対に取り組むべきであるという考えであり、有権者1万960人全員の公正で公平な住民投票が市民全員の意思を大きく反映する一番よい方法であると考えております。

以上で室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定については、修正案に反対をし、原案の住民投票条例案に対して賛成討論を行うものであります。終わり。

○議長（亀井賢夫君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 次に、堺喜久美議員外2名から提出されました修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 回っていくきに。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 先ほど説明したように。

次に、堺喜久美議員外2名から提出されました修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） ほかに討論はございませんか。山本賢誓議員。

賛成やったら賛成の討論、反対やったら反対の討論。

（発言する者あり）

○9番（山本賢誓君） 修正案に対してのがは賛成だけ。

（発言する者多数）

○9番（山本賢誓君） 修正案に対して反対討論を行います。

修正案の中で特に投票結果の尊重についての部分で、これは第24条です。投票結果の尊重で、住民投票において投票資格者総数の2分の1以上に達した場合は市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないとあります。

これはそもそも、投票率50%が危ぶまれる中で、この文言は住民投票条例の趣旨や少数意見を尊重しなければならない民主主義の基本をも壊すものではなかろうかと思えます。到底賛成はできないものであります。

こういった文言を議会で議決するということは、議会そのものの評価を落とすことにもなり得ることから、修正案に反対するものであります。そういったことで、反対討論といたします。

○議長（亀井賢夫君） ほかに討論はございませんか。町田又一議員。

○11番(町田又一君) 11番町田。室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてに対する修正動議に賛成の立場で討論を行います。

原案では、住民投票の期日はこの条例の施行の日から起算して30日を経過するまでの間において市長が定めるものとあります。重大な決定を30日間で市民に判断を求めるには無理があります。そして、この間には12月議会も控えております。市民に説明する時間が足りないのではないのでしょうか。市民に丁寧に説明をする時間が絶対に必要であります。

修正案の30日を90日に変更する案に賛成をいたします。他の条例の一部変更については可とするものであります。そして、執行部はより細かく常会に足を運び、市民により分かりやすい説明をされ、市民が後世に悔いの残らない判断ができるよう丁寧な説明を求めます。

私は、これらの理由により、室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の一部修正案について賛成をいたします。議員各位の御協力をよろしくをお願いをいたします。

○議長(亀井賢夫君) ほかに討論はございませんか。竹中真智子議員。

○2番(竹中真智子君) 原案に賛成も言えれんがですか。

○議長(亀井賢夫君) 言えますよ。竹中真智子議員。

○2番(竹中真智子君) 2番竹中真智子。私は住民投票条例制定請求の代表者久保田浩さんの意見陳述をお聞きし、その意見に賛同し、賛成意見を申し述べます。

私は6月議会で住民投票の実施について市長に伺いましたが、住民投票で意見を聞く予定はなく、市議会で判断していただくという旨の答弁でした。それが、自分の選挙が近づいてくると、この議場で話したことは忘れられたのか、市民の意見を聞く、住民投票には賛成ですと、これまでとは違うことを言っていると市民の方からの声が寄せられてきました。

市の出先機関である公民館や市民館など計17か所での説明会も行われており、私はこれ以上の住民説明会は必要ないと思われま。

住民投票成立要件についての規定でありますけれども、室戸市政始まって以来となると思われる住民投票は投票所に向いて投票した人たちのその思いが反映されるよう市民の声として判断されるべきであると考えます。さきに行われた市長選挙でも、過去最低の約45%という投票率を見ると、ある一定の投票率でなければ住民投票として取り扱うことができないとかというくりはつけるべきではないと思っております。投票された票が生かされなければならないと思っております。

投票日までの期間が短いとの意見書での文言であります、例えば市議会議員が任期満了になったとするこの選挙の場合には30日以内に選挙が行われる、市議会が仮に市長によって突然議会在解散命令を受け、解散したとする、この場合は40日間の間に選挙が行われるとあります。

ひょっとして、この日にちは室戸の選挙スタッフたちの対応ができないからであろうかとも考えました。今月行われた市長選挙では、投票所への入場券が届かない不手際もあり、新聞報

道もされましたが、仮に60日から90日、いや今回90日と出ておりますけれども、準備期間を先延ばしすることは好ましくないのではと考えております。市民の思いを市政に反映させるためにも私は久保田浩さんの提出された原案に賛成をするものであります。以上です。

○議長（亀井賢夫君） ほかに討論はございませんか。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 賛成です。構いませんか。

○議長（亀井賢夫君） 構いません。

○1番（河本竜二君） 1番河本竜二。修正案に賛成の……。

（発言する者多数）

○議長（亀井賢夫君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第3号についての討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてを採決いたします。

まず、原案に対する堺喜久美議員外2名から提出されました修正案についてを採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立多数であります。よって、堺喜久美議員外2名から提出されました修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、修正議決された部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和4年11月第6回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後0時3分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員